

# 交流スペース専用使用許可変更申請書

福山市長 様

福山市ネウボラセンター条例第6条第1項後段の規定による交流スペースの専用使用許可の変更について、次のとおり申請します。

申請日 年 月 日

住所

団体区分  学生  法人  その他 ( )

団体名

代表者名

使用管理責任者名

電話

使用日 ・ 時間区分	年 月 日 ( )	<input type="checkbox"/> 10時00分～13時00分 <input type="checkbox"/> 13時00分～16時00分 <input type="checkbox"/> 16時00分～19時00分
	年 月 日 ( )	<input type="checkbox"/> 10時00分～13時00分 <input type="checkbox"/> 13時00分～16時00分 <input type="checkbox"/> 16時00分～19時00分
	年 月 日 ( )	<input type="checkbox"/> 10時00分～13時00分 <input type="checkbox"/> 13時00分～16時00分 <input type="checkbox"/> 16時00分～19時00分
行事の名称		
変更理由		
変更事項		
備考		

※ 参加者から実費等を徴収するイベントを実施する場合は、申請時に収支計画書が必要です。  
また、イベントの実施後に収支報告書が必要です。

# 専用使用許可申請について

## 1 専用使用を認める範囲

こども、若者又は保護者を広く対象とした講演会、講座、イベント又は相談会等

## 2 専用使用を認めない場合

- (1) 物品及びサービスの販売（斡旋）や契約をするもの
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (3) 特定の会員又は関係者のみを対象とする閉鎖的な事業
- (4) 火気や香料等で人体や環境に強い影響を与える可能性がある場合

## 3 専用使用の上限

同一団体が同一月に専用使用できる回数は2回までとします。

ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りではありません。

## 4 受付期間

原則、使用予定日の3か月前の日から3日前まで受付を行います。